

議案第 22 号

北名古屋市青少年問題協議会条例の廃止について

北名古屋市青少年問題協議会条例を廃止する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 26 年 2 月 24 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、子ども・若者育成支援推進法の規定により、北名古屋市子ども・若者支援地域協議会が設置され、青少年を含む協議及び関係機関との連携が行われているため、本条例を廃止する必要があるからである。

北名古屋市青少年問題協議会条例を廃止する条例

北名古屋市青少年問題協議会条例（平成18年北名古屋市条例第71号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（北名古屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 北名古屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年北名古屋市条例第44号）の一部を次のように改正する。
別表青少年問題協議会委員の項を削る。